

2 暮らしに身近な課題への対応の強化

(1) 安全で快適な道路空間づくり

県土整備部
道路管理課 電話2675

○ 安全な通行空間や快適な生活空間の確保、効果的な雑草対策を推進するとともに、魅力ある地域づくりに向けて地域と協働の道づくり等身近な課題への対策を推進

(1) 安全な通行空間や快適な生活空間の確保

道路の巡回、清掃、除草、樹木剪定、除雪及び橋梁、トンネル、舗装、法面等道路施設の点検・補修を実施し、道路の維持管理を推進



(2) 効果的な雑草対策

快適で安全な道路環境の確保とコスト縮減の両立を図るため、現地条件等に応じた雑草対策を推進

・主な対策事例



・新技術試行中



(3) 地域と協働の道づくり

魅力あるまちづくりのため、より一層参加しやすい自治会委託や道路美化ボランティア制度のさらなる見直しにより、地域住民・民間団体等との協働・連携を推進



2 暮らしに身近な課題への対応の強化

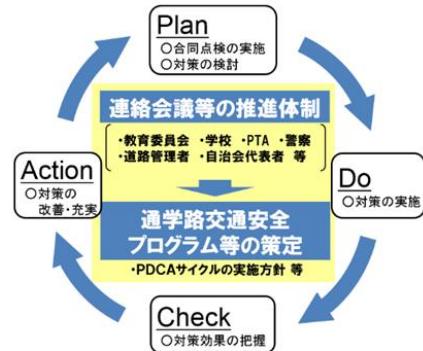
県土整備部
道路建設課 電話2630
道路管理課 電話2677
都市政策課 電話2706

(2) 交通安全対策

- 「通学路交通安全プログラム」に基づく対策箇所や生活道路において、関係者と連携しながらスピード感をもって交通安全対策を推進

(1) 通学路における安全対策

市町ごとに策定した「通学路交通安全プログラム」に基づき、教育委員会や学校関係者、県警察等と連携し、対策を推進



令和8年度

歩道整備 34箇所、あんしん路肩 9箇所で実施

(2) 生活道路における安全対策

最高速度30km/hの区域規制と物理的デバイスの適切な組合せにより、交通安全の向上を図る区域を「ゾーン30プラス」として設定し、道路管理者と警察が緊密に連携し、地域住民等との合意形成を図りながら、生活道路における人優先の安全・安心な通行空間を整備



令和8年度

菰野町の朝上地区、菰野地区を「ゾーン30プラス」に設定

2 暮らしに身近な課題への対応の強化

(3) 脱炭素社会(カーボンニュートラル)の実現

県土整備部
住宅政策課 電話2720

- 住宅の脱炭素化と良質な住環境の促進を図るため、ZEH(「ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス」の略)の建設及び購入に対する支援を実施

(1) 住宅の脱炭素化(ZEHの促進)

① 現状・課題

2050年カーボンニュートラルの実現に向け、日本でのエネルギー消費量の約3割を占める建築物分野における**脱炭素化への取組が急務**

＜エネルギー消費の割合＞(2019年度)



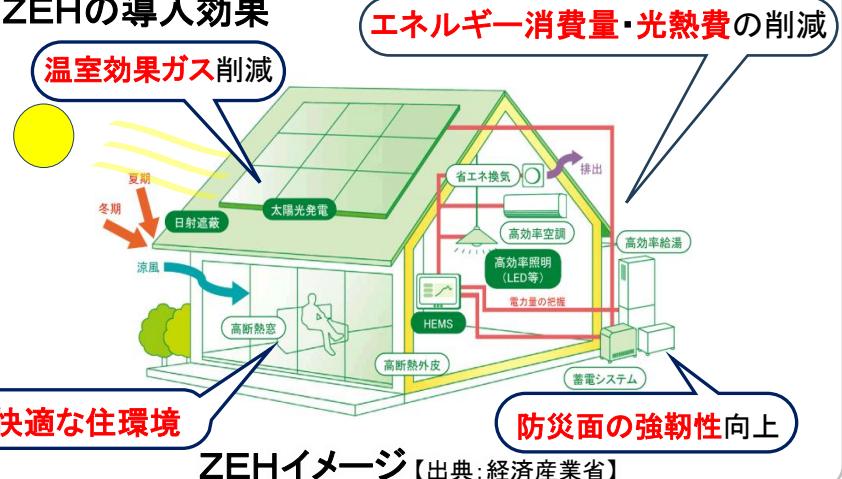
【出典:国土交通省HPより】

② ZEH(ゼッチ)とは

高断熱化と高効率設備によって、**大幅な省エネルギー化**を実現した上で、太陽光発電や蓄電池等を利用して、**年間エネルギーの消費量を収支ゼロ**とすることをめざした住宅



③ ZEHの導入効果



支援(補助)概要 R8新規事業

ZEHまたはZEHを上回る性能の住宅を建設または購入する者に対し、県は市町の補助金額の**1/2以内かつ10万円を上限**に**補助を実施**

(イメージ)住宅建設費等3,000万円、市町の補助20万円の場合

民間(個人等)	県 1/2 10万円	市町 1/2 10万円
2,980万円		

補助金額**10万円**(上限)

2 暮らしに身近な課題への対応の強化

県土整備部
道路企画課
道路建設課
道路管理課
港湾・海岸課
下水道事業課
電話2739
電話2672
電話2677
電話2691
電話2725

(3) 脱炭素社会(カーボンニュートラル)の実現

○脱炭素社会(カーボンニュートラル)の実現に向けて、各分野において取組を推進

(2) 道路分野の脱炭素化

道路脱炭素化推進計画に基づき、取組を推進



◆道路のライフサイクル全体の低炭素化

トンネル照明のLED化



◆低炭素な人流・物流への転換

自転車通行空間の確保

・国道42号



◆道路全体のグリーン化を支える道路空間の創出

太陽光発電施設の設置



◆道路交通の適正化

交差点改良(右折レーン追加)による渋滞対策

・県道神戸長沢線 定五郎橋



(3) 港湾の脱炭素化

重要港湾(津松阪港、尾鷲港)の港湾脱炭素化推進計画に基づき、取組を推進



港の照明のLED化

(4) 下水道施設の脱炭素化

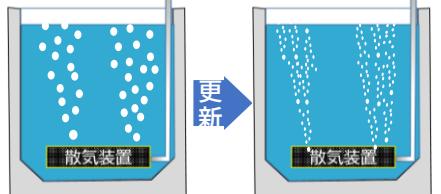
太陽光発電施設の導入や、設備の高効率化、照明のLED化により化石燃料由来の電力使用量を削減

太陽光発電施設の導入イメージ



事業者が太陽光発電施設を設置し、県は電力を購入(PPA方式)

高効率機器の導入イメージ (水処理施設機械設備更新工事)



散気装置の気泡を小さくして送風機の風量を抑え、電力使用量を削減(約4%)

2 暮らしに身近な課題への対応の強化

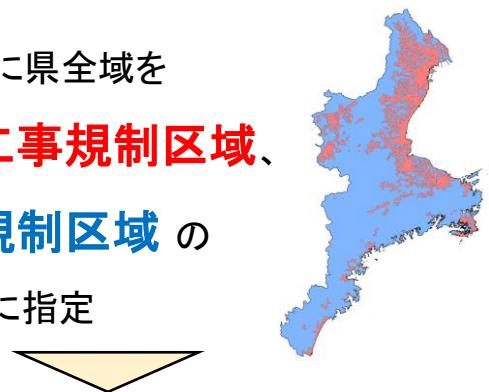
(4) 盛土等による災害への対策

県土整備部
建築開発課 電話3087

- 盛土等による災害から県民の生命・財産を守るため、盛土規制法に基づく規制区域を指定し、許可等制度を運用するとともに、規制区域内の既存盛土等分布調査を実施

(1) 盛土規制法に基づく規制区域の指定

令和7年5月26日に県全域を
宅地造成等工事規制区域、
特定盛土等規制区域 の
いずれかの区域に指定



一定規模以上の盛土等を規制対象として
許可等制度を運用

◆ 区域指定による規制の概要

- 盛土等を行う場合、災害防止のための許可基準に適合するよう、知事の許可が必要
- 土地所有者等が盛土等を安全に保つ責務が発生

(2) 盛土規制法に基づく基礎調査(既存盛土等分布調査)

おおむね5年ごとに、規制区域内における
①既存の盛土等の分布 **②安全性等**
について調査を実施

令和8年度

①既存盛土等分布調査(※)
〔県全域を対象に
業務委託〕

令和9年度～11年度

②安全性把握の優先度評価
応急対策の必要性判断
〔県内全域を3地域に分け、
3か年で調査(業務委託予定)〕

(※)造成前後の地形データ等を収集し、標高等を比較して盛土を抽出



2 暮らしに身近な課題への対応の強化

(5) 良好な住環境の実現

○下水道事業において施設整備や市町との連携強化を推進するとともに、安全で快適な住まいづくりに向け、空き家対策への支援や県営住宅の計画的な改修を実施

県土整備部
下水道事業課 電話2725
住宅政策課 電話2720

(1) 下水道の未普及対策

未普及地域の解消に向けて幹線管路の延伸や下水処理場の増設を推進



(3) 空き家の除却や活用の支援

危険な空き家の除却のほか、移住定住のための空き家のリフォームや地域活性化施設への改修等を支援



熊野市における空き家の除却

(2) 下水道の広域化・共同化の推進

流域下水道区域に農業集落排水処理施設等を統合し、市町の事業運営を支援



合同防災訓練を通じ市町との連携強化



(4) 県営住宅の改修

景観の保全にもつながる建物の長寿命化を図るための外壁改修や、住戸内のバリアフリー改修等を実施

